

風 水 害 編

目 次

第1章 災害予防計画

第1節 地域防災力の向上	1
第1 防災知識の普及・啓発	1
第2 自主防災体制の強化	2
第3 防災訓練の充実	3
第2節 水害予防対策	4
第1 水害の予防	4
第2 浸水想定区域の把握、周知	4
第3節 土砂災害、風害、雪害予防対策	5
第1 土砂災害の防止	5
第2 風害の防止	6
第3 雪害の防止	6

第2章 災害応急対策計画

第1節 災害応急活動体制	9
第1 防災体制の確立	9
第2 災害警戒体制	10
第3 災害対策本部体制	11
第4 災害対策本部解散後の体制	12
第5 災害救助法の適用	15
第2節 情報の収集・伝達	16
第1 情報連絡体制の確保	16
第2 気象情報等の収集・伝達	16
第3 被害情報の収集・報告	19
第4 災害広報	19
第5 報道機関への対応	20
第3節 広域応援の要請	21
第1 町の受援体制の確立	21
第2 自衛隊の災害派遣	21
第3 県・市町村等への要請	21
第4 消防の広域応援要請	21
第5 広域避難の受入れ	21
第4節 交通対策、警備対策	23
第1 交通規制	23
第2 緊急輸送	23
第3 災害警備	23
第4 防犯	23
第5節 避難対策	24
第1 避難活動	24
第2 避難所の開設	27

第3 避難所の運営	27
第4 避難所の閉鎖	27
第5 広域避難	27
第6節 消防、救助・救急、危険物対策	28
第1 消防活動	28
第2 救助・救急活動	28
第3 危険物等の対策	28
第7節 水防、土砂災害対策	29
第1 水防対策	29
第2 土砂災害対策	29
第8節 要配慮者対策	30
第1 避難支援	30
第2 要配慮者への対応	30
第3 社会福祉施設入所者等への支援	30
第9節 医療救護、防疫活動	31
第1 医療救護活動	31
第2 防疫活動	31
第3 保健衛生活動	31
第10節 救援物資の供給	32
第1 飲料水の供給	32
第2 食料の供給	32
第3 生活必需品の供給	32
第4 救援物資の受入れ・管理	32
第11節 行方不明者の捜索、遺体の処理・埋葬	33
第1 行方不明者の捜索	33
第2 遺体の処理・埋葬	33
第12節 障害物の除去、清掃・廃棄物処理等	34
第1 障害物の除去	34
第2 清掃・廃棄物処理	34
第3 環境汚染の防止	34
第4 動物対策	34
第13節 住宅の応急対策	35
第1 被災宅地の危険度判定	35
第2 住家の被害認定調査・罹災証明の発行	35
第3 住宅の応急修理	35
第4 応急仮設住宅の供給	35
第14節 児童・生徒の安全対策	36
第1 災害発生時の対応	36
第2 応急教育	36
第3 応急保育	36

第4 社会教育施設の対策	36
第5 文化財の確認	37
第15節 ライフライン施設等の応急対策	38
第1 ライフライン施設	38
第2 交通施設	38
第3 公共施設	38
第16節 ボランティアの受入れ	39
第1 ボランティアの受入れ体制	39
第2 ボランティア活動支援	39
第17節 帰宅困難者対策	40
第1 施設管理者等の対応	40
第2 町の対応	40
第18節 突風・竜巻災害対策	41
第1 竜巻情報の収集・伝達	41
第2 竜巻被害への対応	41
第3章 災害復旧計画	
第1節 住民生活安定のための措置	45
第1 被災者の生活支援	45
第2 地域経済への支援	45
第2節 生活関連施設の復旧計画	46
第1 災害復旧事業	46
第3節 災害復興	47
第1 復興事業の推進	47
第2 特定大規模災害時の措置	47

第1章 災害予防計画

〔※風水害編の災害予防計画は、震災編に準ずるものであり、風水害に特化した対策のみを記載している。〕

第1節 地域防災力の向上

■対策の体系と実施機関

項目	担当	関係機関
第1 防災知識の普及・啓発	総務課自治振興係・情報公聴係、 福祉保健課福祉係、教育課学校 教育係	小中学校
第2 自主防災体制の強化	総務課自治振興係、企画空港政 策課企画調整係、産業振興課産 業振興係	消防本部
第3 防災訓練の充実	総務課自治振興係	

■自助・共助の役割

住民	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭における災害危険箇所、防災知識の把握に関すること ・地域の自主防災活動への参加に関すること
自主防災組織等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の自主防災活動の実施に関すること
小中学校、福祉施設、医療施設、事業所等	<ul style="list-style-type: none"> ・防災組織の編成、防災訓練等の実施に関すること ・職員、従業員等への防災知識の普及に関すること ・事業継続計画（BCP）の策定と実践に関すること

第1 防災知識の普及・啓発

1 住民への啓発

町は、日ごろより防災広報の充実に努める。特に、要配慮者や男女双方の視点に配慮した広報を行う。

防災広報の内容と手段は、次のとおりである。

防災広報の内容と手段

防災広報の内容	手段
ア 風水害等災害の基礎的な知識	ア 防災行政無線による放送
イ 災害関連情報(避難勧告・指示等)の入手方法	イ 「広報しばやま」等への掲載
ウ 災害発生時に備えた生活必需品の備蓄	ウ 講演会、説明会、座談会等の実施
エ がけ崩れ危険箇所及び避難所、避難路等避難対策に関する知識	エ 公民館等での展示
オ 防災関係機関等が講ずる災害応急対策等	オ 町ホームページへの掲載
カ 水防活動や避難行動の参考となる防災気象情報	カ 芝山町洪水ハザードマップの活用
キ 過去の災害教訓	

2 児童・生徒への啓発

小中学校は、風水害対策の指導書を作成し、児童・生徒自らが風水害の現象やハザードマップを理解し、災害時に的確な行動を判断できるよう、防災教育を実施する。

さらに、児童・生徒を通じて、保護者に対しても防災知識の普及・啓発を図る。

3 職員への啓発

町は、災害時に職員が迅速かつ的確な行動を判断できるよう、風水害等対策について、職員研修、講演会、防災マニュアル等により、防災意識の啓発を図る。

第2 自主防災体制の強化

1 自主防災組織の育成

(1) 自主防災組織の結成促進

町は、災害発生による被害の防止及び軽減を図るため、「地域防災力向上計画」（平成30年4月）に即し、設置に係る費用の助成等を行い、自治会を単位とした自主防災組織の結成促進を図る。特に、日頃から地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験・能力を活用するため、女性の参画を促進する。

また、防災訓練等に係る活動費の助成等を通じた支援を行い、訓練の促進を通じた防災力の向上を図る。

自主防災組織への助成制度

補助金の名称	補助内容
自主防災組織設置補助金	認定された自主防災組織の構成世帯数に応じた金額を助成する（限度額あり）
自主防災組織活動補助金	自主防災組織が行う防火防災訓練等（防災知識の啓発活動も含む。）に要する費用の一部を助成する。
自主防災組織資機材購入補助金	<資機材購入> 防災活動に必要な資材及び器具等の購入に要する費用を助成する。（限度額あり）
	<防災倉庫設置> 防災資機材用倉庫の設置費用の80%を助成する。（限度額あり）

(2) 地域の人材育成

町は、災害時に自主防災組織の迅速かつ的確な行動力の養成を図るため、地域におけるリーダーとなる人を対象に、研修会等の実施に努める。

(3) 防災ネットワークづくり

町は、自主防災組織の災害時における迅速かつ的確な行動力の養成等を図るため、継続的な防災活動とそれを支える消防団、民生委員児童委員、小中学校、地域のボランティア等による防災ネットワークづくりを促進する。

2 施設及び事業所の防災体制の整備

施設及び事業所は、消防法に基づき、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備等を行う。消防本部は、それらを指導する。

町は、中小企業者等を対象に、風水害における事業継続計画（BCP）の策定について、普及啓発と取組の促進を図る。

3 地区防災計画の普及

町は、地域の防災力の向上を図るため、自治会、自主防災組織等を対象に、地区内の居住者及び事業者等が共同して行う防災活動、訓練、備蓄等の計画（以下「地区防災計画」という。）の作成を促進し、各地区の共助による計画的な防災活動の推進を図る。

このため、「地区防災計画ガイドライン」（内閣府 平成 26 年 3 月）や地区防災計画の事例等を活用し、地区防災計画の作成方法、手順、提案の手続き等を普及、啓発する。

第3 防災訓練の充実

町は、水防活動の円滑な遂行を図るため、必要に応じ、県や関係機関が実施する水防訓練に参加する。

第2節 水害予防対策

■対策の体系と実施機関

項目	担当	関係機関
第1 水害の予防	まちづくり課道路建設係、企画空港政策課都市計画係、産業振興課農政係	県（成田土木事務所）
第2 浸水想定区域の把握、周知	総務課自治振興係	

■自助・共助の役割

住民	・ 浸水想定区域、避難所等の確認に関すること
自主防災組織等	・ 浸水想定区域、避難所等の確認に関すること
事業所	・ 浸水想定区域、避難所等の確認に関すること

第1 水害の予防

1 河川の改修等

町は、水害を未然に防ぐため、河川管理者に対して河川施設の点検及び補修の実施を要請するとともに、治山・治水対策を推進する。

2 雨水の抑制

町は、「芝山町宅地開発指導要綱」（平成13年）に基づき、宅地開発により増大する雨水を安全に処理するため、雨水浸透施設として浸透枘、浸透地下トレンチ等を整備することを指導する。

第2 浸水想定区域の把握、周知

1 洪水浸水想定区域の調査把握

町は、水害による被害の軽減を図るため、浸水のおそれのある地域をあらかじめ調査し、浸水想定区域の把握に努める。

2 住民への周知

町は、住民に水害の危険性を正しく理解してもらうために、「芝山町洪水ハザードマップ」を活用し、浸水想定区域、避難行動、避難所等について周知する。

3 避難確保計画の促進

町は、町内の木戸川・高谷川浸水想定区域にかかる要配慮者利用施設^{*}で利用者等の円滑な避難を要する施設の管理者等に対して避難確保計画の作成・提出、避難訓練の実施を徹底する。

また、計画の実効性を高めるため、計画の作成や見直しなどの技術的支援、施設管理者等と共同で行う情報伝達訓練などを推進する。

^{*}要配慮者利用施設とは、要配慮者利用施設とは、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。

第3節 土砂災害、風害、雪害予防対策

■対策の体系と実施機関

項目	担当	関係機関
第1 土砂災害の防止	総務課自治振興係、まちづくり課道路建設係	県（成田土木事務所）
第2 風害の防止	総務課自治振興係、産業振興課農政係	東京電力パワーグリッド株式会社、東日本電信電話株式会社
第3 雪害の防止	まちづくり課道路建設係、産業振興課農政係	東京電力パワーグリッド株式会社、東日本電信電話株式会社

■自助・共助の役割

住民	<ul style="list-style-type: none"> ・危険箇所の把握に関すること ・竜巻等の知識の習得に関すること
自主防災組織等	<ul style="list-style-type: none"> ・危険箇所の把握に関すること
事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・危険箇所の把握に関すること

第1 土砂災害の防止

1 土砂災害危険区域の公表

町は、土砂災害対策として、土砂災害区域等の県の指定に基づき、必要に応じてハザードマップの更新、体制の整備を行う。県又は町は、必要に応じて防止工事等を実施する。

対策の内容は、震災編 第1章 第2節 第1「土砂災害の防止」に準拠する。

土砂災害警戒区域の指定

番号	区域名	指定箇所	告示日	自然現象の種類
1	新井田1	山武郡芝山町新井田	平成21年3月13日	急傾斜地の崩壊
2	菱田12	山武郡芝山町菱田	平成21年3月13日	急傾斜地の崩壊
3	大里18	山武郡芝山町大里	平成21年3月13日	急傾斜地の崩壊
4	新井田2	山武郡芝山町新井田	平成21年3月13日	急傾斜地の崩壊
5	高田1	山武郡芝山町高田	平成21年3月13日	急傾斜地の崩壊
6	山中1	山武郡芝山町山中	平成21年3月13日	急傾斜地の崩壊
7	宮崎1	山武郡芝山町宮崎	平成21年3月13日	急傾斜地の崩壊
8	小原子6	山武郡芝山町小原子	平成21年3月13日	急傾斜地の崩壊
9	殿部田3	山武郡芝山町殿部田	平成21年3月13日	急傾斜地の崩壊
10	小原子7	山武郡芝山町小原子	平成21年3月13日	急傾斜地の崩壊

2 避難確保計画の促進

町は、町内の土砂災害警戒区域にかかる要配慮者利用施設*で利用者等の円滑な要する施設の管理者等に対して避難確保計画の作成・提出、避難訓練の実施を徹底する。

※ 避難確保計画の実効性を高めるため、計画の作成や見直しなどの技術的支援、施設管理者等と共同で行う情報伝達訓練などを推進する。

*要配慮者利用施設とは、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。

第2 風害の防止

1 台風・竜巻に関する知識の普及啓発

町は、台風・竜巻等による風害を最小限にとどめるため、住民や事業者等に対し、気象庁が発表する大雨注意報、竜巻注意情報等の防災気象情報、竜巻に関する知識、対応方法等について周知する。

2 農作物の風害防止対策

町は、農作物の風害防止について、農家に対して注意を促し、強風害及び降雹等の被害の軽減を図る。

3 電力施設の風害防止対策

東京電力パワーグリッド株式会社は、建物、送電設備、配電設備とも風圧荷重を、「建築基準法」、「電気設備の技術基準」の各該当項目により設計している。

また、樹木倒壊等による事故の影響度合いが大きい送電設備については、平常時から風害発生のおそれのある樹木の伐採に努めている。

4 通信施設の風害防止対策

東日本電信電話株式会社は、次のように対策を講じている。

局外設備は、過去の発生地域の調査検討により、重複災害の発生を防ぐため、設備の2ルート化及び地下化を推進する。局内設備は、風害時の停電による通信機器用電源の確保については、予備エンジンにより実施する。空中線は、無線のアンテナ支持物に対する強度については、電気設備技術基準または網構造物設計基準によっている。

第3 雪害の防止

1 道路の雪害防止対策

町は、降雪による路面凍結が予想される場合には、交通事故を防止するため、管理する道路への砂や路面凍結剤等の散布、倒木の撤去等の体制を確保する。

2 農作物等の雪害防止対策

町は、農作物の雪害防止について、農家に対して注意を促し、被害の軽減を図る。

3 東京電力の雪害防止対策

東京電力パワーグリッド株式会社は、送電線設備、配電線設備とも、電線への着雪防止対策等を実施する。

4 通信施設の雪害防止対策

東日本電信電話株式会社は、風害防止対策に準じて通信線路設備、局内設備対策を実施する。

第2章 災害応急対策計画

第1節 災害応急活動体制

■対策の体系と実施機関

項目	担当	関係機関
第1 防災体制の確立	各班	
第2 災害警戒体制	各班	
第3 災害対策本部体制	各班	
第4 災害対策本部解散後の体制	各班	
第5 災害救助法の適用	総務班	

■自助・共助の役割

住民	—
自主防災組織等	—
事業所	—

第1 防災体制の確立

1 防災体制

本町の防災体制は、次のとおりである。

体制	配備基準	活動内容	配備体制	
参集準備態勢	<ul style="list-style-type: none"> 次の気象注意報の1以上が町域に発表されたとき ①大雨注意報 ②洪水注意報 ③強風注意報 ④風雪注意報 	参集可否の確認、人員決定	総務課長 (不在のときは自治振興係長)	
災害警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> 次の気象警報のうち1以上が町域に発令されたものの、被害がない、もしくは気象状況の悪化の可能性が低い(天候の回復が早い)と見込まれるとき(自動配備) ①大雨警報 ②洪水警報 ③暴風警報 ④暴風雪警報 ⑤大雪警報 	主として情報の収集伝達活動を実施する体制	総務課長 (不在のときは自治振興係長)	総務班4人 まちづくり班2人
	<ul style="list-style-type: none"> 次の気象警報のうち1以上が町域に発令され、被害の発生、もしくは気象状況の悪化が見込まれるとき(自動配備) ①大雨警報 ②洪水警報 ③暴風警報 ④大雪警報 ⑤暴風雪警報 その他、被害が予想され、町長が必要と認めたとき 	第1配備体制を強化するとともに、第3配備に備える体制	総務課長 (不在のときは自治振興係長)	総務班6人 まちづくり班3人 企画空港政策班1人 産業振興班1人

体制	配備基準	活動内容	配備体制	
第3配備	<ul style="list-style-type: none"> 次の気象情報のうち1以上が町域に発令されたとき(自動配備) <ul style="list-style-type: none"> ①土砂災害警戒情報 ②記録的短時間大雨情報 その他。被害の拡大が予想され、町長が必要と認めたとき 	第2配備体制を強化するとともに、災害対策本部の設置に備える体制	総務課長 (不在のときは自治振興係長)	総務班17人 まちづくり班7人 企画空港政策班3人 産業振興班2人 教育班5人
災害対策本部体制 第4配備	<ul style="list-style-type: none"> 特別警報が発表され、町長が必要と認めたとき 災害救助法の適用基準に達する程度の被害が発生するおそれがある場合等で、町長が必要と認めたとき 	災害対策本部の総力を挙げて対処する体制	町長 (不在のときは副町長)	全職員を動員

2 動員・配備

(1) 配備の決定

総務課長が町長へ情報を伝達し、町長が配備を判断する。

(2) 動員の方法

勤務時間内は、口頭等により動員を伝達する。

勤務時間外で、自動配備に該当する場合は、原則として動員連絡は行わない。配備に該当する職員は、警報等のレベルに応じて、指令を待つことなく参集する。

勤務時間外で町長の決定による配備は、職員参集メールシステム又は総務課長から各課長経由での電話等により情報の伝達を行う。

3 配備場所

配備場所は、原則として次のとおりとする。

体制	対象	参集場所
災害警戒体制	参集対象職員	役場南庁舎執務室
災害対策本部体制	課長職 (災害対策本部員)	役場南庁舎1階研修室 (災害対策本部室)
	総務課職員 (災害対策本部事務局員)	役場南庁舎執務室
	その他職員	役場本庁舎

4 消防団員の動員

災害対策本部を設置した場合、町は、電話等を利用して消防団長に伝達する。消防団長は、出動を副団長へ指示し、副団長が各分団長に対し出動要請する。

第2 災害警戒体制

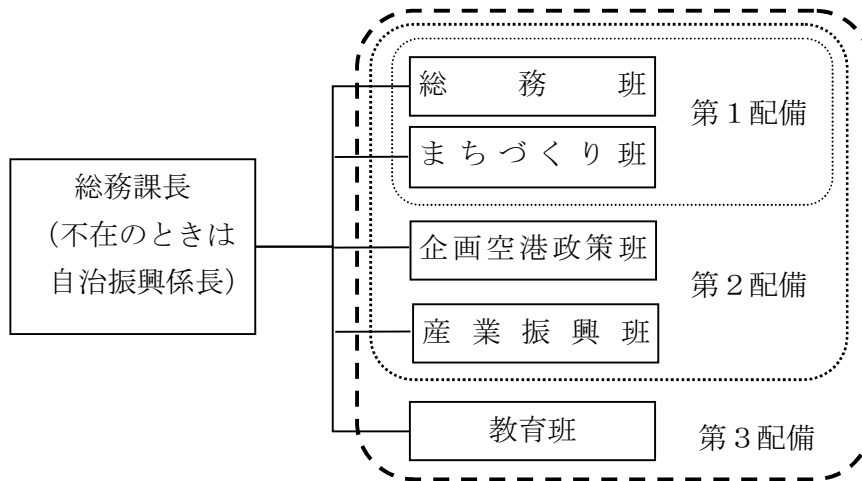
1 災害警戒体制の活動内容

(1) 災害警戒体制の活動内容は、おおむね次のとおりとする。

災害警戒体制の活動内容

ア 地震情報の収集、伝達	イ 被害情報の収集・整理
ウ 県及び関係機関等との連絡調整	エ 県への被害報告

災害警戒体制の組織



2 災害警戒体制の解除等

(1) 災害警戒体制の解除

総務課長は、災害のおそれが解消した場合、災害警戒体制を解除する。

(2) 災害対策本部体制への移行

町長は、被害が拡大したとき、もしくは拡大のおそれがある場合、必要に応じて災害対策本部体制への移行を図る。

第3 災害対策本部体制

1 災害対策本部の設置・廃止

(1) 災害対策本部の設置・廃止基準

本部長は、次の基準に達した場合は、災害対策本部を設置・廃止する。災害対策本部の本部長は町長とし、事務を統括する。

設置	ア 特別警報が発表され、町長が必要と認めたとき
	イ 町域で局地災害が発生し、または災害救助法の適用基準に達する程度の被害が発生するおそれがある場合等で、町長が必要と認めたとき
廃止	ア 災害発生のおそれがなくなると認めるとき
	イ 応急対策がおおむね終了したと認めるとき

(2) 設置場所

災害対策本部は、芝山町役場南庁舎1階研修室に設置する。庁舎が被災した場合は、芝山文化センターに設置する。

(3) 本部設置・廃止の通知

災害対策本部を設置または廃止した場合、電話その他適当な方法により県、山武警察署、消防本部、報道機関等に通知する。

(4) 現地災害対策本部

本部長は、応急対策を実施する上で必要と認めるときは、現地災害対策本部を設置する。

2 災害対策本部の運営

(1) 職務権限

災害対策本部の職務は、芝山町災害対策本部条例に定めるところによる。

災害対策本部には本部長のほか副本部長を置き、本部長を補佐する。なお、副本部長は副町長、消防団長をもって充てる。

本部長、副本部長が不在の場合、総務課長が職務を代行する。

(2) 災害対策本部会議

本部長は、災害に関する情報を分析し、応急対策等の基本方針を協議するため、本部会議を置く。本部会議は、本部長、副本部長、本部員で構成する。

(3) 本部事務局

災害対策本部の事務局は、総務課とし、災害活動に必要な情報のとりまとめ、各部との連絡調整及び本部会議の運営を行う。

また、各班長は本部連絡員を指名し、本部連絡員は本部事務局及び班内各担当との連絡調整を行う。

(4) 県との連携

大規模災害により県に被災状況を報告できないため、県から情報収集等を行う職員が派遣された場合は本部事務局に受入れ、県との連絡調整を行う。

また、県災害対策本部会議に町職員の出席を求められた場合、本部長は副本部長その他の本部員等の中から適切な職員を指名し、県に派遣する。

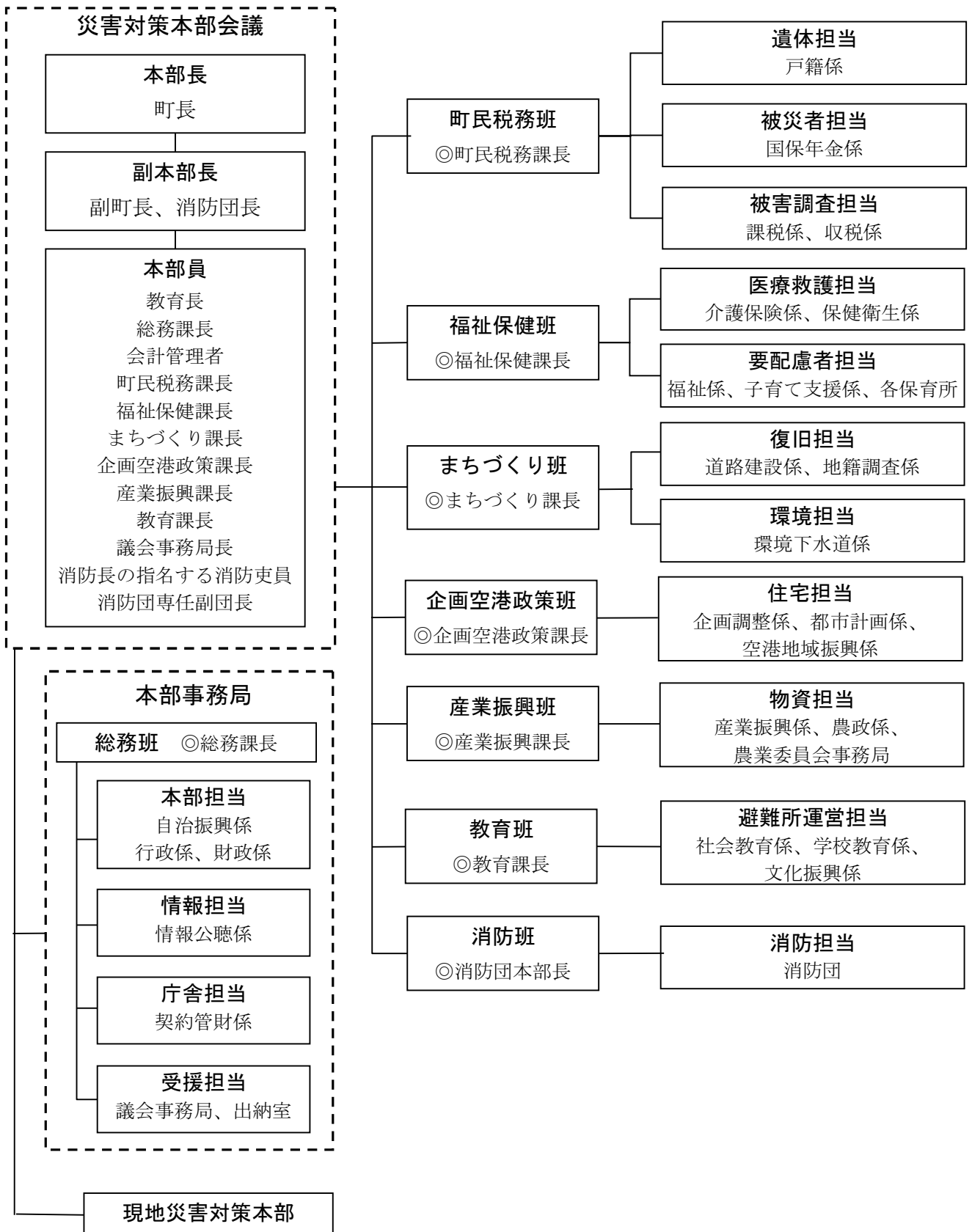
(5) 長期化への配慮

町は、災害対応の長期化に備え、ローテーションを組んで対応に当たる等、災害対応に当たる職員の健康を確保する。

第4 災害対策本部解散後の体制

災害対策本部解散後に、引き続き災害対応が必要な場合は、災害対策本部事務分掌に基づき、業務を所掌する担当課の職員で構成する災害対策班を組織して、全庁的に対応に当たる。調整は、事務局が行う。

災害対策本部の組織



災害対策本部事務分掌

班名 ◎は班長	班員		事務分掌
総務班 ◎総務課長	本部担当	自治振興係、 行政係、 財政係	1 災害対策本部の設置及び運営に関すること 2 避難勧告及び指示に関すること 3 本部長からの命令及び伝達に関すること 4 本部会議の運営に関すること 5 各班の総合的把握及び連絡調整に関すること 6 現地対策本部に関すること 7 県、関係機関、自衛隊等との連絡調整に関する こと 8 応援協定先への支援要請に関すること 9 職員、消防団の動員に関すること 10 広域避難に関すること 11 災害救助法の適用に関すること 12 災害関係予算に関すること 13 防犯に関すること
	情報担当	情報公聴係	1 通信体制の確保に関すること 2 被災情報の収集・提供に関すること 3 報道機関との連絡調整に関すること 4 災害の記録及び広報に関すること
	庁舎担当	契約管財係	1 庁舎の機能確保に関すること 2 緊急通行車両及び緊急輸送に関すること
	受援担当	議会事務局、 出納室	1 本部長及び副本部長の秘書に関すること 2 応援受入れに関すること 3 災害見舞及び視察者に関すること 4 災害見舞金等の受入及び礼状に関すること
町民税務班 ◎町民税務課長	遺体担当	戸籍係	1 遺体安置所の開設に関すること 2 遺体の処理及び埋葬等に関すること
	被災者担当	国保年金係	1 住民の安否情報の収集及び提供に関すること 2 被災者台帳に関すること 3 相談窓口の設置に関すること 4 帰宅困難者に関すること
	被害調査 担当	課税係、 収税係	1 住家の被害認定調査に関すること 2 罹災証明に関すること 3 税制措置に関すること
福祉保健班 ◎福祉保健課長	医療救護 担当	介護保険係、 保健衛生係	1 医療救護及び助産に関すること 2 被災者の健康保持に関すること 3 防疫に関すること 4 在宅医療要配慮者に関すること
	要配慮者 担当	福祉係、子育て 支援係、各 保育所	1 避難支援に関すること 2 福祉避難所の設置に関すること 3 ボランティア活動に関すること

班名 ◎は班長	班員		事務分掌
まちづくり班 ◎まちづくり課長	復旧担当	道路建設係、 地籍調査係	1 道路、橋梁の被害調査及び復旧に関する事 2 河川・道路排水の被害調査及び復旧に関する事 3 道路等における障害物の除去に関する事 4 災害廃棄物の処理への協力に関する事 5 土砂災害対策に関する事
	環境担当	環境下水道係	1 災害廃棄物に関する事 2 被災地の環境維持に関する事 3 飼養動物対策に関する事 4 放射線物質対策全般に関する事 5 下水道の被害調査及び復旧に関する事 6 し尿に関する事
企画空港政策班 ◎企画空港政策課長	住宅担当	都市計画係、 企画調整係、 空港地域振興係	1 住宅の応急修理に関する事 2 建築物や宅地の応急危険度判定に関する事 3 応急仮設住宅に関する事 4 公園施設の被害調査及び復旧に関する事 5 成田国際空港との連絡調整に関する事 6 復興計画の策定に関する事
産業振興班 ◎産業振興課長	物資担当	産業振興係、 農政係、農業 委員会事務局	1 物資の調達及び配分に関する事
教育班 ◎教育課長	避難所運営 担当	社会教育係、 学校教育係、 文化振興係	1 避難所運営に関する事 2 応急教育計画に関する事 3 被災児童・生徒に関する教科書、学用品等の 支給に関する事
消防班 ◎消防団本部長	消防担当	消防団	1 救出・救助活動に関する事 2 行方不明者の調査に関する事 3 給水活動に関する事 4 その他、他の班の協力に関する事

第5 災害救助法の適用

災害救助法は、災害にかかった者の救済と社会秩序の保全を目的として制定された法律である。この法律における救助は国の責任において行われ、地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に行われる。救助の実施については知事に全面的に委任されており、救助にかかる費用は県が支弁することを原則として、国はその一定額を負担すると定められている。

町域で発生した災害が、この法律の適用基準に該当する場合は、同法の適用を受けて災害救助を実施する。

第2節 情報の収集・伝達

■対策の体系と実施機関

項目	担当	関係機関
第1 情報連絡体制の確保	総務班	
第2 気象情報等の収集・伝達	総務班	県、東京管区気象台
第3 被害情報の収集・報告	総務班、町民税務班、まちづくり班	
第4 災害広報	総務班	
第5 報道機関への対応	総務班	

■自助・共助の役割

住民	・地域の被害情報の通報に関すること
自主防災組織等	・地域の被害情報の集約・通報に関すること
事業所	・地域の被害情報の通報に関すること

第1 情報連絡体制の確保

町は、通信連絡を迅速かつ的確に実施するため、電話、防災行政無線等を用いて通信を行う。通常の通信施設・通信手段をもって連絡することが不能となった場合等は、関東地方非常通信協議会機関の構成機関の通信施設、個人の無線通信施設を使用する。

また、他に手段がなく緊急を要する場合は、放送機関に放送の要請を行う。

対策の内容は、震災編 第2章 第2節 第1「情報連絡体制の確保」に準拠する。

第2 気象情報等の収集・伝達

町は、千葉県防災情報システム等を通じて、気象庁及び銚子地方気象台が発表する気象情報を速やかに収集する。通信回線の障害・不通時は、テレビ・ラジオから情報を入手する。

なお、消防庁は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）により緊急情報を発信している。

1 気象情報

(1) 気象情報

気象情報は、次のとおりである。

気象情報の種類

注 意 報	気象注意報	風雪注意報、強風注意報、大雨注意報、大雪注意報、濃霧注意報、雷注意報、乾燥注意報、着氷・着雪注意報、霜注意報、低温注意報
	洪水注意報	
	浸水注意報（浸水に関する注意事項を気象注意報の中に含めて述べる）	
	地面現象注意報（地面現象に関する注意事項を気象注意報の中に含めて述べる）	

警報	気象警報	暴風警報・暴風雪警報・大雨警報・大雪警報
	洪水警報	
	浸水警報（浸水に関する警戒事項を気象警報の中に含めて述べる）	
	地面現象警報（地面現象に関する警戒事項を気象警報の中に含めて述べる）	
特別警報	大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報（数十年に一度の現象）	
記録的短時間大雨情報	1時間雨量で100mm以上の降水が観測または解析された場合	
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。	

警報の危険度分布等の概要

種類	概要
土砂災害警戒判定メッシュ情報	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で5km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。
大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。

(2) 水防活動用気象注意報・警報

銚子地方気象台は、水防活動の利用に適合する予報・警報を発表する。発表は、一般の利用に適合する予報・警報をもって行う。

水防活動用気象注意報・警報の種類

水防活動用注意報・警報	一般の注意報・警報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報

(3) 火災気象通報

銚子地方気象台は、消防法に基づき、次のような気象状況のとき、知事に対し火災気象通報の発表及び終了の通報を行う。町長は、知事からこの通報を受けたとき、または気象の状況から火災の予防上危険であると認めたときは、火災警報を発令することができる。

なお、林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として行い、火災気象通報の発表及び終了の通報をもって行う。

火災気象通報の基準

- ア 実効湿度が60%以下で最小湿度が30%以下になる見込みのとき
 - イ 平均風速15m/s以上の風が吹く見込みのとき
- ただし、降雨（雪）を伴うときは、火災気象通報を行わない事がある。
基準値は気象官署の値

2 土砂災害警戒情報

県及び銚子地方気象台は、市町村を単位として土砂災害警戒情報を発表する。

また、県はホームページ等を利用して、町域の災害発生危険度や雨量予測等の詳細情報を提供する。

町は、土砂災害警戒情報が発表されたときは、周辺住民に対し周知徹底するとともに、避難勧告等発令の判断を行う。

3 氾濫危険情報

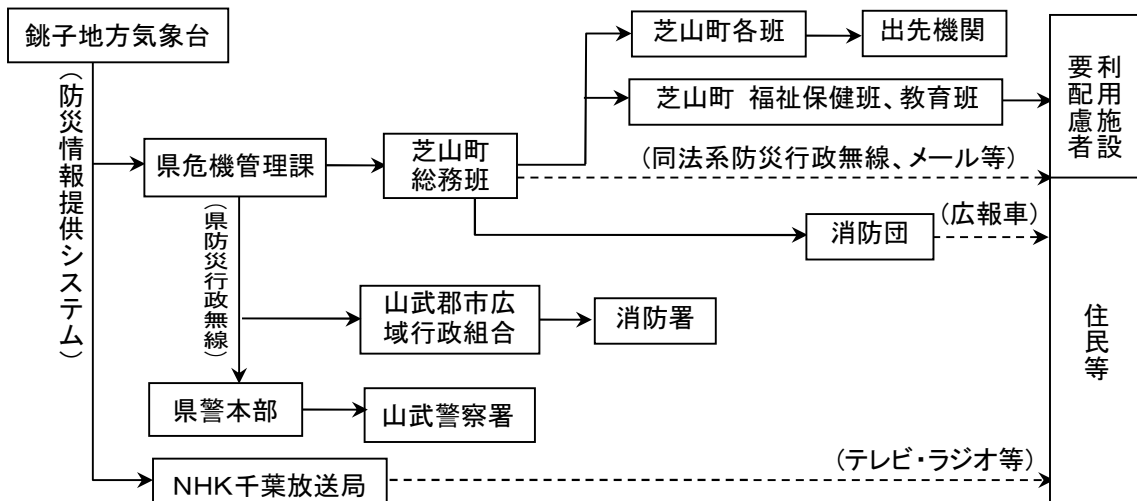
水位周知河川である木戸川及び栗山川の氾濫危険情報等が発表された場合、町は関係各班を通じて浸水想定区域内の住民及び要配慮者利用施設の管理者等にその旨を伝達するとともに、避難勧告等発令の判断を行う。

4 気象情報等の伝達

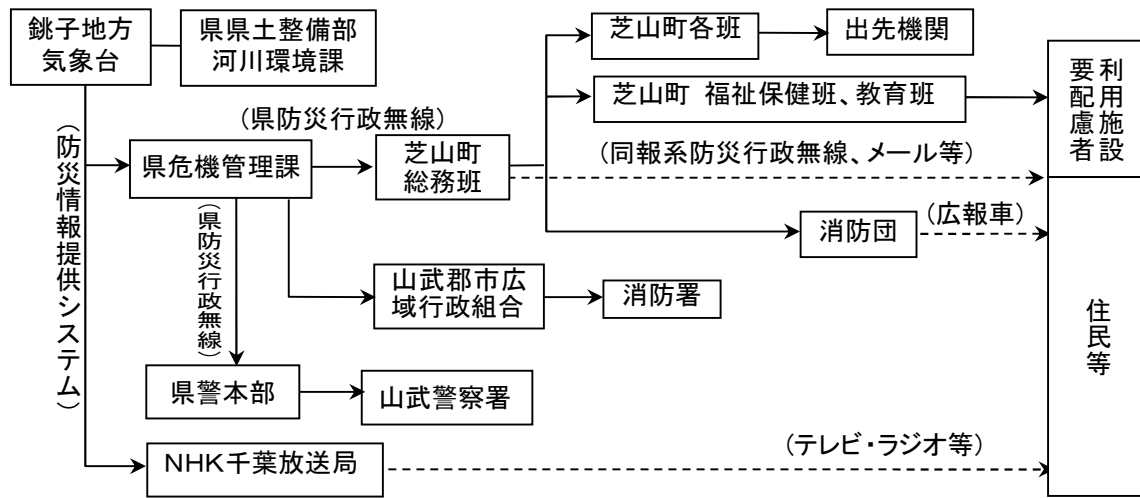
町は、気象情報等について、住民に周知する必要がある場合は、防災行政無線（固定系）、芝山町情報メール、Lアラート、エリアメール等により周知する。

なお、特別警報が発表された場合は、速やかに市民にその旨を伝達し、直ちに身の安全を確保する行動をとるよう周知する。

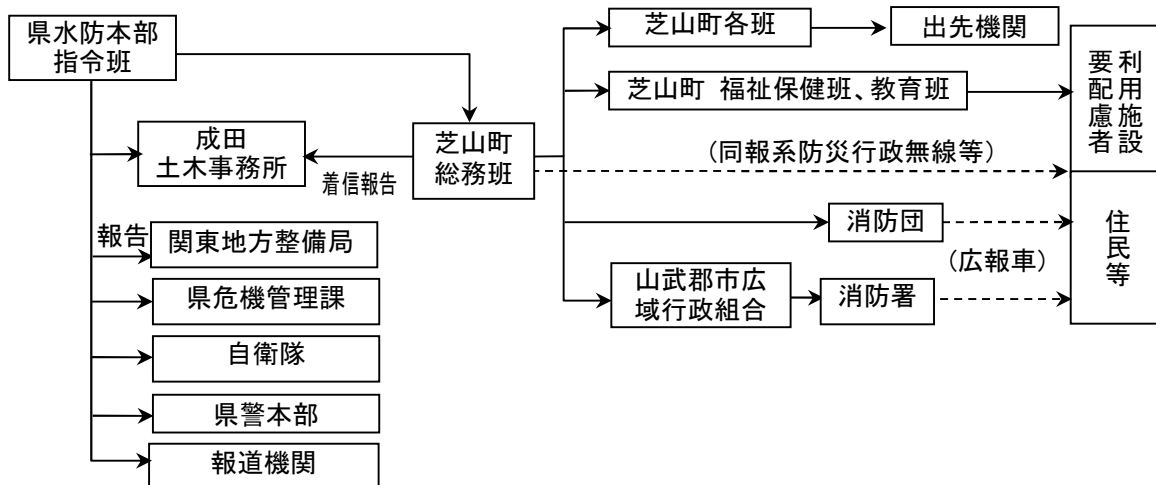
気象警報等の伝達系統



土砂災害警戒情報の伝達系統



氾濫危険情報の伝達系統



第3 被害情報の収集・報告

町は、「千葉県危機管理情報共有要綱」に基づき、町域の災害発生状況を県に報告する。県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告を行う。

なお、一定規模以上の火災・災害等については、「火災・災害等即報要領」により、第1報等について県と併せて国（総務省消防庁）に報告する。

対策の内容は、震災編 第2章 第2節 第3「被害情報の収集・報告」に準拠する。

第4 災害広報

町は、住民への情報提供のため、防災行政無線（固定系）、芝山町情報メール、広報車、緊急速報メール等の手段により広報活動を実施する。

避難生活を行う場合は、避難所への掲示、自治会等を通じた伝達、相談窓口の設置など、多

様な方法によって、正確な情報を被災者に広報する。

対策の内容は、震災編 第2章 第2節 第4「災害広報」に準拠する。

第5 報道機関への対応

町は、被害が発生した場合、必要に応じて、報道機関への放送要請、取材への対応及び定期的な記者発表を行う。

対策の内容は、震災編 第2章 第2節 第5「報道機関への対応」に準拠する。

第3節 広域応援の要請

■対策の体系と実施機関

項目	担当	関係機関
第1 町の受援体制の確立	総務班	県、他市町村
第2 自衛隊の災害派遣	総務班	自衛隊
第3 県・市町村等への要請	総務班	
第4 消防の広域応援要請	総務班	県
第5 広域避難の受入れ	総務班	県

■自助・共助の役割

住民	—
自主防災組織等	—
事業所	—

第1 町の受援体制の確立

町は、災害が発生し、県や関係機関の応援協力を受け入れる場合、円滑な受援のための準備、調整を行う。

対策の内容は、震災編 第2章 第3節 第1 「町の受援体制の確立」に準拠する。

第2 自衛隊の災害派遣

町は、人命または財産の保護のため必要がある場合、知事に対して自衛隊の災害派遣を要求し、受け入れのため必要な体制を整える。

対策の内容は、震災編 第2章 第3節 第2 「自衛隊の災害派遣」に準拠する。

第3 県・市町村等への要請

町は、災害が発生し、町のみでは対応が困難な場合、国、県、他の市町村等に対し応援を要請し、受入れのため必要な体制を整える。

対策の内容は、震災編 第2章 第3節 第3 「県・市町村等への要請」に準拠する。

第4 消防の広域応援要請

町は、山武郡市広域行政組合消防本部の消防力では対応が困難な場合、協定等に基づき、県内消防機関や緊急消防援助隊等の応援を要請する。

対策の内容は、震災編 第2章 第3節 第4 「消防の広域応援要請」に準拠する。

第5 広域避難の受入れ

町は、町外で災害が発生し、県等を通じて避難者の受入れ協議があった場合、全庁的な体制で

受入れ及び支援を行う。

対策の内容は、震災編 第2章 第3節 第5「広域避難の受入れ」に準拠する。

第4節 交通対策、警備対策

■対策の体系と実施機関

項目	担当	関係機関
第1 交通規制	まちづくり班	山武警察署、道路管理者
第2 緊急輸送	総務班	県（成田土木事務所）
第3 災害警備		山武警察署
第4 防犯	総務班、教育班	山武警察署、消防団、芝山町防犯協会

■自助・共助の役割

住民	・避難所、避難地区の防犯に関する事
自主防災組織等	・避難所、避難地区の防犯に関する事
事業所	—

第1 交通規制

警察及び道路管理者は、法令に基づいて風水害等により道路が被災した場合、または災害対策車両の通行を優先する必要がある場合は、緊急輸送道路の交通規制を実施する。

対策の内容は、震災編 第2章 第4節 第1「交通規制」に準拠する。

第2 緊急輸送

道路管理者は、道路が被災した場合は、緊急輸送道路の復旧を優先して行う。

町は、救援物資や災害対策要員等を輸送する場合、町有車両を使用するほか、関係団体の協力を得て、車両及び燃料を確保して対応する。

また、重篤者等の搬送が必要な場合は、ヘリコプター離発着場を開設し、県その他にヘリコプターの要請を行う。

対策の内容は、震災編 第2章 第4節 第2「緊急輸送」に準拠する。

第3 災害警備

警察は、「千葉県警察災害警備実施計画」に基づき、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に、被災者の救出・救護、避難誘導、交通の規制、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持に当たる。

警察は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。

対策の内容は、震災編 第2章 第4節 第3「災害警備」に準拠する。

第4 防犯

町は、被災地、避難所における犯罪等を防止するため、山武警察署、避難所自治組織と連携して、避難者への注意喚起、不審者の通報等対策を実施する。また、避難後の被災地での犯罪を予防するため、自主防犯組織、消防団、防犯指導員等による巡回を行う。

第5節 避難対策

■対策の体系と実施機関

項目	担当	関係機関
第1 避難活動	総務班、福祉保健班、教育班	
第2 避難所の開設	教育班、福祉保健班	施設管理者
第3 避難所の運営	教育班、福祉保健班	
第4 避難所の閉鎖	教育班、総務班、福祉保健班	
第5 広域避難	総務班	

■自助・共助の役割

住民	<ul style="list-style-type: none"> ・避難情報の伝達、避難誘導に関すること ・要配慮者の避難支援に関すること ・避難所の開設・運営に関すること
自主防災組織等	<ul style="list-style-type: none"> ・避難情報の伝達、避難誘導に関すること ・要配慮者の避難支援に関すること ・避難所の開設・運営に関すること
事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導に関すること

第1 避難活動

1 風水害における避難の基本

住民は、気象情報等により危険と判断した場合は、町からの指示がなくても、自治会、自主防災組織等の協力のもと自主的に避難を行う。

町は、各種情報に基づき、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）を発表し、住民の避難を促す。

2 避難勧告・指示等の発令

(1) 避難勧告・指示等の発令

本部長は、災害が発生し、またはその拡大のおそれがあり、生命、身体等に危険を及ぼすと認められるときは、地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを勧告し、緊急を要すると認めるときは避難のための立ち退きを指示する。

また、避難勧告・指示に先立ち、住民等の避難準備と要配慮者の避難開始を促すため、状況に応じて、「避難準備・高齢者等避難開始」を発表するとともに、指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。

なお、立ち退き避難を行うことにより、かえって生命または身体に危険が及ぶおそれがあるときは、状況に応じて屋内待避等の安全確保を行うことについて住民等に対し周知徹底する。

発令の判断は、防災気象情報、气象台や県（成田土木事務所）からの助言、現場の巡視報告、住民からの通報等を考慮して迅速に行う。また、水害と土砂災害、複数河川の氾濫などの危険性が同時に高まっている場合は、それらすべての災害事象を対象として避難対象地区や避難先等を設定して円滑な避難を確保する。

避難勧告等の種類及び発令基準の目安（河川氾濫）

避難レベル	判断基準
避難準備・ 高齢者等 避難開始	<p>【木戸川（水位周知河川）】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 中台水位観測所（山武市松尾町高富）の水位が氾濫注意水位である3.45mに到達し（又は木戸川上流の市町村において大雨警報（浸水害）が発表され）、かつ気象庁が発表する「洪水警報の危険度分布」において、町内の木戸川流域が「警戒（赤）」に到達した場合。 2 上記1の基準を夜間に満たすことが見込まれている場合。 3 軽微な漏水・侵食等が発見された場合。 4 避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。 5 その他、町長が必要と認めた場合。 <p>【高谷川（その他の河川）】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 芝崎水位観測所（山武郡横芝光町横芝）の水位が氾濫注意水位である2.50mに到達し（又は高谷川上流の市町村において大雨警報（浸水害）が発表され）、かつ気象庁が発表する「洪水警報の危険度分布」において、町内の高谷川流域が「警戒（赤）」に到達した場合。 2 上記1の基準を夜間に満たすことが見込まれている場合。 3 軽微な漏水・侵食等が発見された場合。 4 避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合。 5 その他、町長が必要と認めた場合。
避難勧告	<p>【木戸川（水位周知河川）】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 中台水位観測所（山武市松尾町高富）の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）である3.75mに到達し、かつ気象庁が提供する「洪水警報の危険度分布」において、町内の木戸川流域が「非常に危険（薄紫）」に到達した場合。 2 中台水位観測所（山武市松尾町高富）の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、木戸川上流域における予想雨量や実況雨量から、急激な水位上昇が見込まれている場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合）。 3 異常な漏水・侵食等が発見された場合。 4 その他、町長が必要と認めた場合。 <p>【高谷川（その他の河川）】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 芝崎水位観測所（山武郡横芝光町横芝）の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）である3.10mに到達し、かつ気象庁が提供する「洪水警報の危険度分布」において、町内の高谷川流域が「非常に危険（薄紫）」に到達した場合。 2 芝崎水位観測所（山武郡横芝光町横芝）の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、高谷川上流域における予想雨量や実況雨量から、急激な水位上昇が見込まれている場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合）。 3 異常な漏水・侵食等が発見された場合。 4 その他、町長が必要と認めた場合。

避難レベル	判断基準
避難指示 (緊急)	<p>【木戸川（水位周知河川）】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 気象庁の提供する「洪水警報の危険度分布」において、町内の木戸川流域が「極めて危険（濃い紫）」に到達した場合。 2 異常な漏水の進行や亀裂、すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合。 3 決壊や越流が発生した場合。 4 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合。 5 その他、町長が必要と認めた場合。 <p>【高谷川（その他の河川）】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 気象庁の提供する「洪水警報の危険度分布」において、町内の木戸川流域が「極めて危険（濃い紫）」に到達した場合。 2 異常な漏水の進行や亀裂、すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合。 3 決壊や越流が発生した場合。 4 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合。 5 その他、町長が必要と認めた場合。
備考	※当該基準は、上記以外のその他の河川についても適用するものとし、発表にあたっては、上記基準以外に、各河川の状況も含め判断する。

避難勧告等の種類及び発令基準の目安（土砂災害）

避難レベル	判断基準
避難準備・ 高齢者等 避難開始	<p>ア 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で「実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」した場合</p> <p>イ 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合</p>
避難勧告	<p>ア 土砂災害警戒情報が発表された場合</p> <p>イ 土砂災害警戒判定メッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準を超過」した場合</p> <p>ウ 大雨警報（土砂災害）が発表され、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合</p> <p>エ 土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合</p>
避難指示 (緊急)	<p>ア 土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報が「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達」した場合</p> <p>イ 土砂災害警戒情報が発表され、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合</p> <p>ウ 土砂災害が発生した場合</p> <p>エ 山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合</p> <p>オ 避難勧告等による立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を居住者等に促す必要がある場合</p>
備考	・避難対象区域は土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域を基本とし、メッシュ情報等により危険が高まっている範囲などを考慮して設定する。

(2) 避難勧告・指示等の解除

本部長は、危険が解消されたと判断される場合は、避難の勧告・指示を解除する。

(3) 避難勧告・指示等の内容

避難勧告・指示等は、避難対象地域、避難先、避難経路等を明らかにして行う。

3 避難情報等の伝達

町は、避難勧告・指示等を発令または解除した場合、防災行政無線、芝山町情報メール、Ｌアラート等により住民等に伝達する。また、その旨を県災害対策本部・支部、山武警察署に連絡する。

対策の内容は、震災編 第2章 第5節 第1「避難活動」に準拠する。

4 避難誘導等

避難は、自治会、自主防災組織、各施設管理者等による自主的な誘導體制により行うことを原則とする。要配慮者に対しては、地域で支援を行う。

事業所等における避難の誘導は、その責任者、管理者等による自主的な誘導によることを原則とする。

対策の内容は、震災編 第2章 第5節 第1「避難活動」に準拠する。

5 警戒区域の設定

本部長は、災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合、あるいは人の生命または身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限、禁止、退去を命ずる。

第2 避難所の開設

町は、避難勧告・指示等を発表した場合、避難対象地域の避難所を開設し、避難者を受け入れる。

対策の内容は、震災編 第2章 第5節 第2「避難所の開設」に準拠する。

第3 避難所の運営

町は、住家が被災して、居住することが困難な場合は、引き続き避難所を指定して収容する。その場合、避難所の運営は、原則として避難者による自治とする。

対策の内容は、震災編 第2章 第4節 第3「避難所の運営」に準拠する。

第4 避難所の閉鎖

町は、危険の解消や仮設住宅への移行が進み次第、避難所を閉鎖する。

避難所の閉鎖に当たっては、避難者に閉鎖を予告して、順次閉鎖をするものとする。学校施設については、授業再開に必要となる教室等から閉鎖する。

第5 広域避難

町は、町内の避難施設で避難者の収容が困難な場合は、県内市町村または県に対して、町外の自治体への受入れを要請する。

第6節 消防、救助・救急、危険物対策

■対策の体系と実施機関

項目	担当	関係機関
第1 消防活動	総務班、消防班	消防本部、消防団
第2 救助・救急活動	総務班、消防班	消防本部、山武警察署、消防団、自衛隊、山武郡市医師会
第3 危険物等の対策	総務班	県、消防本部、関東東北産業保安監督部、小中学校

■自助・共助の役割

住民	・初期消火、救助活動に関すること
自主防災組織等	・初期消火、救助活動に関すること
事業所	・初期消火、救助活動に関すること

第1 消防活動

消防本部は、災害状況に応じて、通常体制から非常体制に切り替えて消防活動を実施する。
対策の内容は、震災編 第2章 第6節 第1「消防活動」に準拠する。

第2 救助・救急活動

消防本部は、浸水や土砂災害等による行方不明者が発生した場合は、消防団、警察署等と連携して救助活動を行い、傷病者を医療機関に搬送する。

対策の内容は、震災編 第2章 第6節 第2「救助・救急活動」に準拠する。

第3 危険物等の対策

危険物等の対策は、危険物の管理者及び監督機関が行うが、消防署は、必要に応じて協力や情報連絡を行う。

対策の内容は、震災編 第2章 第6節 第3「危険物等の対策」に準拠する。

第7節 水防、土砂災害対策

■対策の体系と実施機関

項目	担当	関係機関
第1 水防対策	総務班、まちづくり班	消防本部、消防団
第2 土砂災害対策	総務班、まちづくり班	

■自助・共助の役割

住民	—
自主防災組織等	—
事業所	—

第1 水防対策

1 警戒巡視

町は、気象注意報・警報等の発令または降雨による河川の増水、氾濫等が予測される場合、町内の河川、水路、道路など所管施設等の状況を巡視する。

2 応急処置

町、消防本部及び消防団は、町内の河川や水路等の氾濫または倒木などにより危険がある場合、次のような応急処理を実施する。

- (1) 浸水箇所では土のう積みによる防御、ポンプによる排水を行う。
- (2) 道路の冠水区域は、通行止め等の措置をとる。
- (3) 通行の障害となる道路上の障害物は除去する。
- (4) 倒木、落下物等で危険なものは除去する。
- (5) 床上浸水等が発生するおそれのある場合は、避難勧告等を伝達し、避難場所に誘導する。

第2 土砂災害対策

1 土砂災害危険箇所の警戒

町は、土砂災害危険箇所を巡視・点検し、崩壊の危険性を確認するとともに、危険性が高い場合は、すみやかに関係者、周辺住民等にその旨を伝達する。

2 崩壊箇所の防護対策

町は、崩壊箇所の被害状況を点検し、必要に応じて、立入り禁止区域の設定、亀裂箇所をビニールシートで覆うなどの措置、倒木の除去などの防護対策を講ずる。

3 避難対策

町は、土砂災害警戒情報の発表や危険箇所の警戒等により、土砂災害の危険性が高いと認められた場合、危険箇所付近の住民に対し避難情報を伝達し、最寄りの避難所を開設する。

第8節 要配慮者対策

■対策の体系と実施機関

項目	担当	関係機関
第1 避難支援	福祉保健班	芝山町社会福祉協議会
第2 要配慮者への対応	福祉保健班	芝山町社会福祉協議会
第3 社会福祉施設入所者等への支援	福祉保健班	施設管理者

■自助・共助の役割

住民	・地域の要配慮者の支援に関すること
自主防災組織等	・地域の要配慮者の支援に関すること
事業所	—

第1 避難支援

町は、自治会、民生委員等と連携して避難行動要支援者の安否確認、避難誘導及び災害情報の伝達を行う。

本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難行動要支援者を保護するために特に必要な場合、本人の同意のない避難行動要支援者名簿の情報を、災害対策基本法第49条の11の規定により、避難の支援等に必要な範囲で避難支援等関係者に提供する。

第2 要配慮者への対応

町は、要配慮者に対し、避難所、福祉避難所等における生活支援を行う。

対策の内容は、震災編 第2章 第7節 第2「要配慮者への対応」に準拠する。

第3 社会福祉施設入所者等への支援

社会福祉施設の管理者は、入所者・利用者への対応を行う。

対策の内容は、震災編 第2章 第7節 第3「社会福祉施設入所者等への支援」に準拠する。

第9節 医療救護、防疫活動

■対策の体系と実施機関

項目	担当	関係機関
第1 医療救護活動	福祉保健班	山武郡市医師会、山武郡市歯科医師会、山武郡市薬剤師会、県（山武健康福祉センター）
第2 防疫活動	福祉保健班	県（山武健康福祉センター）
第3 保健衛生活動	福祉保健班	県（山武健康福祉センター）

■自助・共助の役割

住民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急手当に関すること ・ 救護所への搬送に関すること
自主防災組織等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急手当に関すること ・ 救護所への搬送に関すること
事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急手当に関すること ・ 救護所への搬送に関すること

第1 医療救護活動

町は、風水害等によって傷病者が発生した場合、救急告示病院等の医療機関に搬送する。

多数の傷病者が同時に発生した場合は、山武郡市医師会、山武郡市薬剤師会、山武郡市歯科医師会等に医療救護班の編成及び出動を要請し、被災現場に救護所を設置して対応に当たる。

対策の内容は、震災編 第2章 第8節 第1「医療救護活動」に準拠する。

第2 防疫活動

町は、感染症の予防を図るため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、被災地の消毒、検病調査・健康診断、入院の勧告等を行う。

対策の内容は、震災編 第2章 第8節 第2「防疫活動」に準拠する。

第3 保健衛生活動

町は、長期にわたって避難生活が継続した場合、避難所救護所を設置し、山武健康福祉センター及び山武郡市医師会、山武郡市薬剤師会、山武郡市歯科医師会等と連携して、被災者の健康管理に当たる。

対策の内容は、震災編 第2章 第8節 第3「保健衛生活動」に準拠する。

第10節 救援物資の供給

■対策の体系と実施機関

項目	担当	関係機関
第1 飲料水の供給	産業振興班	県
第2 食料の供給	産業振興班	県
第3 生活必需品の供給	産業振興班	県
第4 救援物資の受入れ・管理	産業振興班	

■自助・共助の役割

住民	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭内備蓄の活用に関すること ・避難所の受水槽の活用に関すること ・地域住民の給水支援に関すること ・食料、生活必需品等の地域住民への配布に関すること
自主防災組織等	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の受水槽の活用に関すること ・地域住民の給水支援に関すること ・食料、生活必需品等の地域住民への配布に関すること ・炊き出しの実施に関すること
事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所内備蓄の活用に関すること

第1 飲料水の供給

断水発生当初は、家庭内備蓄の水、避難所の受水槽を活用する。その後、町が給水体制を整えて給水活動を行う。

対策の内容は、震災編 第2章 第9節 第1「飲料水の供給」に準拠する。

第2 食料の供給

災害発生当初は、家庭内備蓄の食料で充当することを基本とする。町は、住家被害により炊事ができない被災者に対して、町の備蓄、救援の食料の供給や自主防災組織等による炊き出しの支援を行う。

対策の内容は、震災編 第2章 第9節 第2「食料の供給」に準拠する。

第3 生活必需品の供給

災害発生当初は、家庭内備蓄の生活必需品で充当することを基本とする。町は、住家被害により生活必需品を失った被災者に対して、町の備蓄、救援物資を供給する。

対策の内容は、震災編 第2章 第9節 第3「生活必需品の供給」に準拠する。

第4 救援物資の受入れ・管理

町は、家庭内備蓄、町の備蓄及び調達によっても食料・物資が不足する場合は、県、協定先自治体等に救援物資の要請を行う。

対策の内容は、震災編 第2章 第9節 第4「救援物資の受入れ・管理」に準拠する。

第11節 行方不明者の搜索、遺体の処理・埋葬

■対策の体系と実施機関

項目	担当	関係機関
第1 行方不明者の搜索	町民税務班	消防本部、山武警察署、自衛隊、消防団
第2 遺体の処理・埋葬	町民税務班	県、日本赤十字社千葉県支部、山武郡市医師会、山武郡市歯科医師会、山武警察署

■自助・共助の役割

住民	・行方不明者搜索への協力に関すること
自主防災組織等	・地域住民の安否確認、行方不明者の通報に関すること
事業所	—

第1 行方不明者の搜索

町は、災害により行方不明の状態にある者（周囲の事情により死亡していると推定される者を含む）を対象として搜索活動を実施する。

対策の内容は、震災編 第2章 第10節 第1「行方不明者の搜索」に準拠する。

第2 遺体の処理・埋葬

町は、遺体が多数発生した場合は、山武警察署等と連携して遺体安置所を開設し検視・検案・安置を行う。

また、遺族での火葬が困難な場合は、火葬場を確保するなどの支援を行う。

対策の内容は、震災編 第2章 第10節 第2「遺体の処理・埋葬」に準拠する。

第12節 障害物の除去、清掃・廃棄物処理等

■対策の体系と実施機関

項目	担当	関係機関
第1 障害物の除去	企画空港政策班、まちづくり班	自衛隊、県（成田土木事務所）
第2 清掃・廃棄物処理	まちづくり班	山武郡市環境衛生組合、山武郡市広域行政組合
第3 環境汚染の防止	まちづくり班	
第4 動物対策	まちづくり班	県

■自助・共助の役割

住民	—
自主防災組織等	—
事業所	—

第1 障害物の除去

町は、災害救助法に基づき対象となる被災者について、住宅関係の障害物を除去する。
また、道路、河川の障害物の除去は、各管理者が実施する。
対策の内容は、震災編 第2章 第11節 第1「障害物の除去」に準拠する。

第2 清掃・廃棄物処理

町は、災害廃棄物が大量に発生した場合は、発生量を推計し、処理計画を作成して、収集、処理を実施する。
また、断水や浸水等により住家が被災し、トイレが使用できない場合は、被災地に仮設トイレを設置して対処する。
対策の内容は、震災編 第2章 第11節 第2「清掃・廃棄物処理」に準拠する。

第3 環境汚染の防止

町は、建物解体・撤去等に伴うアスベストの飛散防止や危険物の漏出等に伴う環境汚染防止を実施する。
また、必要に応じて、アスベスト飛散の危険性について住民等やボランティアに対し注意喚起や被害防止のための指導を行う。
対策の内容は、震災編 第2章 第11節 第3「環境汚染の防止」に準拠する。

第4 動物対策

町は、県の指導により、死亡した家畜等を処理する。また、逃亡したペット等の救助及び保護をする。なお、同行避難したペットの対応は、飼い主の責任にて行うものとする。
対策の内容は、震災編 第2章 第11節 第4「動物対策」に準拠する。

第13節 住宅の応急対策

■対策の体系と実施機関

項目	担当	関係機関
第1 被災宅地の危険度判定	企画空港政策班	県、関係団体
第2 住家の被害認定調査・罹災証明の発行	町民税務班	県、関係団体
第3 住宅の応急修理	企画空港政策班	県、関係団体
第4 応急仮設住宅の供給	企画空港政策班	県

■自助・共助の役割

住民	・住家の被害調査の協力に関すること
自主防災組織等	・仮設住宅入居者の見守りに関すること
事業所	—

第1 被災宅地の危険度判定

町は、宅地の二次災害を軽減、防止するために宅地の危険度判定を行う。
対策の内容は、震災編 第2章 第12節 第2「被災宅地の危険度判定」に準拠する。

第2 住家の被害認定調査・罹災証明の発行

町は、家屋の被害状況を調査し、罹災証明書を発行する。
対策の内容は、震災編 第2章 第12節 第3「住家の被害認定調査・罹災証明の発行」に準拠する。

第3 住宅の応急修理

町は、一定の条件を満たす被災者の住家に対し、住宅の応急修理を行う。
対策の内容は、震災編 第2章 第12節 第4「住宅の応急修理」に準拠する。

第4 応急仮設住宅の供給

町は、災害により住家を失った被災者に対し、応急仮設住宅を供給する。
対策の内容は、震災編 第2章 第12節 第5「応急仮設住宅の供給」に準拠する。

第14節 児童・生徒の安全対策

■対策の体系と実施機関

項目	担当	関係機関
第1 災害発生時の対応	教育班、福祉保健班	小中学校・保育所
第2 応急教育	教育班	県
第3 応急保育	福祉保健班	保育所
第4 社会教育施設の対策	教育班、福祉保健班	各施設管理者
第5 文化財の確認	教育班	県、文化財の所有者・管理者

■自助・共助の役割

住民	—
自主防災組織等	—
事業所	—

第1 災害発生時の対応

学校長及び保育所長は、災害の発生のおそれのある場合は、園児・児童・生徒の安全を確保する。被害が発生した場合は、安否状況及び被害状況を教育委員会及び保育所担当課に報告する。

また、施設を避難所として使用する場合は、開設に協力する。

対策の内容は、震災編 第2章 第13節 第1「災害発生時の対応」に準拠する。

第2 応急教育

学校長等は、災害発生後に通常の教育が実施できない場合は、特別の体制で応急教育を行う。

また、町は、被災した児童・生徒に対し、学用品の供与等の支援を行う。

対策の内容は、震災編 第2章 第13節 第2「応急教育」に準拠する。

第3 応急保育

町は、保育所の被害状況を把握し、既存施設において保育の実施ができない場合、臨時的な保育所を設け、保育を実施する。

対策の内容は、震災編 第2章 第13節 第3「応急保育」に準拠する。

第4 社会教育施設の対策

各施設管理者は、所管施設の利用者等の安全を確保する。利用者が児童・生徒等の場合は、避難所で一時保護または避難所にて地域の住民等に引き渡す。

対策の内容は、震災編 第2章 第13節 第4「社会教育施設の対策」に準拠する。

第5 文化財の確認

施設の管理者は、文化財に被害が発生した場合は、被害拡大防止及び被害の報告を行う。
対策の内容は、震災編 第2章 第13節 第5「文化財の確認」に準拠する。

第15節 ライフライン施設等の応急対策

■対策の体系と実施機関

項目	担当	関係機関
第1 ライフライン施設	まちづくり班	東京電力パワーグリッド株式会社、東日本電信電話株式会社、千葉ガス株式会社、東京ガス株式会社
第2 交通施設	まちづくり班、総務班	芝山鉄道株式会社、県（成田土木事務所）、バス事業者、タクシー事業者
第3 公共施設	各班	

■自助・共助の役割

住民	—
自主防災組織等	—
事業所	—

第1 ライフライン施設

各ライフライン機関は、災害が発生するおそれのある場合は、被害の防止及び供給の継続を図るため、必要な措置をとる。

対策の内容は、震災編 第2章 第14節 第1「ライフライン施設」に準拠する。

第2 交通施設

芝山鉄道株式会社は、運転規制、乗務員の対応、乗客の避難誘導、救護活動を行う。

各道路管理者は、災害が発生した場合、所管の道路、橋梁について被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図る。

対策の内容は、震災編 第2章 第14節 第2「交通施設」に準拠する。

第3 公共施設

各施設管理者は、所管施設の利用者等の安全を確保する。利用者の避難誘導や救護の後、施設の被災状況を調査し、防災拠点としての活用及び二次災害防止のための応急措置を行う。

対策の内容は、震災編 第2章 第14節 第3「公共施設」に準拠する。

第16節 ボランティアの受入れ

■対策の体系と実施機関

項目	担当	関係機関
第1 ボランティアの受入れ体制	福祉保健班	芝山町社会福祉協議会
第2 ボランティア活動支援	福祉保健班	芝山町社会福祉協議会

■自助・共助の役割

住民	—
自主防災組織等	—
事業所	—

第1 ボランティアの受入れ体制

町は、被災の状況によりボランティア活動が必要な場合、社会福祉協議会と連携してボランティアの受入れ体制を構築する。

対策の内容は、震災編 第2章 第15節 第1「ボランティアの受入れ体制」に準拠する。

第2 ボランティア活動支援

食事や宿泊場所等は原則としてボランティア自身が確保するが、必要に応じて町が必要な支援を行う。

対策の内容は、震災編 第2章 第15節 第2「ボランティア活動支援」に準拠する。

第17節 帰宅困難者対策

■対策の体系と実施機関

項目	担当	関係機関
第1 施設管理者等の対応	教育班、福祉保健班	施設管理者
第2 町の対応	町民税務班、総務班	

■自助・共助の役割

住民	—
自主防災組織等	—
事業所	・利用者等の避難誘導に関すること

第1 施設管理者等の対応

事業所、小中学校、施設等の管理者は、帰宅困難者を施設内に待機させ、必要に応じて一時滞在施設へ誘導する。

対策の内容は、震災編 第2章 第16節 第1「施設管理者等の対応」に準拠する。

第2 町の対応

町は、交通の途絶等により帰宅困難者が発生した場合は、一時滞在施設を開設し、帰宅困難者を収容する。

対策の内容は、震災編 第2章 第16節 第2「町の対応」に準拠する。

第18節 突風・竜巻災害対策

■対策の体系と実施機関

項目	担当	関係機関
第1 竜巻情報の収集・伝達	総務班、町民税務班	消防本部
第2 竜巻被害への対応	総務班、町民税務班、福祉保健班、産業振興班、まちづくり班、企画空港政策班、教育班	

■自助・共助の役割

住民	・地域の被害情報の通報に関すること
自主防災組織等	・地域の被害情報の集約・通報に関すること
事業所	・地域の被害情報の通報に関すること

第1 竜巻情報の収集・伝達

災害情報の収集・伝達は、第2節「情報の収集・伝達」に準じて行うものとするが、ここでは災害対策本部を設置していない状況を想定し、次の点に留意するものとする。

1 竜巻情報等気象情報の収集

町は、竜巻注意情報が気象庁より伝達された場合、その確度等を踏まえ、必要に応じて住民へ速やかな広報を行う。

特に、竜巻発生に関する目撃情報が示された場合は、状況に応じて防災行政用無線等で速やかに竜巻への注意喚起を図るものとする。

2 被害情報の収集・伝達、調査

町は、被災区域周辺の公共施設を所管する課に対して被害状況等の確認と報告を要請する。

また、状況に応じて国や関係機関から航空写真等を入手し、被災区域や被害の概況を速やかに把握し、災害救助法の早期適用を県に要請する。

なお、竜巻等の突風災害は被災区域が限られ、被災家屋の復旧等が比較的速やかに進められることから、町は、被害家屋調査を速やかに完了させるものとする。

第2 竜巻被害への対応

竜巻発生時の各種応急措置は、第3章各節に定める内容に準じて行うものとし、竜巻等の突風災害の場合は次の点に留意するものとする。

1 広報・相談対応

竜巻等の突風災害時には、被災情報を的確な手段で住民等へ速やかに提供するとともに、必要に応じて災害相談窓口を設置し、各種の問合せ・相談への対応、罹災証明、各種被災者支援サービスの受付等を円滑に行うものとする。

2 避難者対応

家屋が被災した住民等のため、必要に応じて被災地区に避難所を開設し、食料等を提供するものとする。

また、警察署に避難所や被災地区の夜間パトロール等を要請する。

3 災害廃棄物の処理

竜巻等の災害では、強風によって敷地内へ運ばれた廃棄物の撤去も必要となるため、がれき収納用の土のう袋等を調達し、被災者への供給に努める。

なお、災害救助法が適用される場合は、同法による住居障害物の除去として自力で除去できない被災者を支援するものとする。

4 被災家屋の復旧支援

竜巻等の突風災害では屋根や開口部の破損が多いため、ブルーシートを速やかに調達し、被災者への供給に努める。また、状況に応じてブルーシートの設置作業について、自治会や災害ボランティアに協力を依頼する。

なお、災害救助法が適用される場合は、同法に基づく被災住宅の応急修理や住居障害物の除去として自力で修理できない被災者を支援するものとする。

その他、被災者に対し、公営住宅等の住宅確保、災害復興住宅融資等の支援を検討する。

第3章 災害復旧計画

第1節 住民生活安定のための措置

■対策の体系と実施機関

項目	担当	関係機関
第1 被災者の生活支援	総務班、福祉保健班、町民税務班	芝山町社会福祉協議会、成田公共職業安定所、日本郵便株式会社、住宅金融支援機構
第2 地域経済への支援	産業振興班	

■自助・共助の役割

住民	—
自主防災組織等	—
事業所	—

第1 被災者の生活支援

町は、被災者に対し、法令等に基づき、税の減免、災害弔慰金・被災者生活再建支援金等の支給等、生活支援を行う。

対策の内容は、震災編 第3章 第1節 第1 「被災者の生活支援」に準拠する。

第2 地域経済への支援

町は、災害の状況に応じて、中小企業者や農林産業者へ資金融資等を行う。

対策の内容は、震災編 第3章 第1節 第2 「地域経済への支援」に準拠する。

第2節 生活関連施設の復旧計画

■対策の体系と実施機関

項 目	担 当	関係機関
第1 災害復旧事業	各班	

■自助・共助の役割

住民	—
自主防災組織等	—
事業所	—

第1 災害復旧事業

町は、国及び県と連携して災害の再発を予防し、法律に基づいて災害復旧事業計画を策定し復旧事業に当たる。

対策の内容は、震災編 第3章 第2節 第1 「災害復旧事業」に準拠する。

第3節 災害復興

第1 復興事業の推進

町域が大きな被害をうけた場合、再び風水害による災害を被らないために、現状復旧にとどまらず「災害に強いまち」を形成する「復興まちづくり」を実施する。

対策の内容は、震災編 第3章 第3節 第1「復興事業の推進」に準拠する。

第2 特定大規模災害時の措置

大規模災害からの復興に関する法律に基づく特定被災町となった場合は、必要に応じて県と共同して国の基本方針に即した復興計画を策定し、また、復興協議会を組織して復興整備事業の許可の緩和等の特別措置の適用を受け、市街地開発事業、土地改良事業等を実施する。

対策の内容は、震災編 第3章 第3節 第2「特定大規模災害時の措置」に準拠する

